

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制の充実強化を図るとともに、治水設備の整備・改修や堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険箇所の再調査等、早期の防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置のさらなる拡充強化を図ること。

3. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

また、供用開始後において、国有資産等所在市町村交付金法の規定により受益市町村に発生する特別の納付金についてはその軽減を図ること。

4. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じるとともに、環境整備に必要な支援を行うこと。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

5. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

6. 水防団が地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し明確化すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 津波対策として実施する河川管理施設整備を基幹事業として取り扱うこと。

(2) 地方自治体が行う河川等の迅速な復旧、整備に対して財政措置を講じること。